

人材確保等支援助成金 雇用管理制度助成コース

事業主が、新たに雇用管理制度の導入・実施を行った場合で適切な運用を経て従業員の離職率の低下が図られた場合に目標達成助成を受給できます。

チェック項目

- ✓ 雇用保険の適用事業主であること
- ✓ 事業所ごとに「雇用管理責任者」を選任し、事業所内に周知していること
- ✓ 短時間正社員制度の導入においては、保育サービスの提供を業として行う事業主
- ✓ 離職率の低下目標を達成する事業主

目標達成助成

(1)雇用管理制度整備計画の認定

〔1〕～〔5〕の雇用管理制度の導入を内容とする雇用管理制度整備計画を作成し、管轄の労働局の認定を受けること。

対象となる雇用管理制度等とは

1. 評価・処遇制度	評価・処遇制度、昇進・昇格基準、賃金制度、各手当制度
2. 研修制度	新入社員研修、管理職研修、幹部職員研修、新任担当者研修、マーケティング技能研修、特殊技能習得研修等(10時間以上)
3. 健康づくり制度	○胃がん検診 ○子宮がん検診 ○肺がん検診 ○乳がん検診 ○大腸がん検診 ○歯周疾患検診 ○骨粗鬆症検診 ○腰痛健康診断 (半額以上事業主で費用負担をすること)
4. メンター制度	直属上司以外が相談役となり後輩をサポートする制度 (メンター研修・メンター養成講座の受講が必須)
5. 短時間正社員制度	保育事業主において、短時間正社員制度を導入すること (1日1時間以上短縮・1週1日以上短縮等)

(2)雇用管理制度の導入・実施

(1)の雇用管理制度整備計画に基づき、当該雇用管理制度整備計画の実施期間内に、雇用管理制度を導入・実施すること。

(3)離職率の低下目標の達成

(1)、(2)の実施の結果、雇用管理制度整備計画期間の終了から1年経過するまでの期間の離職率を、雇用管理制度整備計画を提出する前1年間の離職率よりも、下表に掲げる目標値(※)以上に低下させること。

対象事業所における雇用保険一般被保険者の人数区分	低下させる離職率(目標値)
1～9人	15%
10～29人	10%
30～99人	7%
100～299人	5%
300人以上	3%

助成額

()は生産性要件達成時

離職率低下の目標達成で

57万円 (72万円)